

# 議事録（案）

## 令和6年 北秋田市農業委員会 第9回総会

1. 開催日時 令和6年9月17日（火） 午前9時10分から
2. 開催場所 北秋田市交流センター 1階講堂
3. 出席委員（24名）

5番 佐藤 邦久	6番 中林 めぐみ	7番 長崎 成人
8番 堀部 聡	9番 多賀谷 テル子	10番 長岐 正
12番 伊藤 鶴一	15番 成田 博幸	16番 寺田 一徳
17番 武田 響一	19番 佐藤 茂延	20番 金田 悦子
21番 藤岡 智洋	22番 中嶋 力藏	23番 佐藤 利子
25番 伊東 誠子	26番 出川 信久	27番 佐藤 政信
28番 小笠原 千春	29番 澤藤 匠	31番 野呂 義久
32番 若松 一幸	33番 佐藤 整	37番 長岐 一志
4. 欠席委員（12名）

1番 櫻井 豊	2番 佐藤 稔	3番 宮腰 文義
4番 鈴木 豊	11番 松岡 英敏	13番 土田 紀子
14番 藤島 喜美男	18番 武石 修一	24番 松橋 利彦
30番 土濃塚 謙一郎	34番 金 俊英	36番 佐藤 篤史
5. 欠員（1名）
6. 議事日程

第 1	報告第18号	会務報告
第 2	報告第19号	専決処分の報告
第 3	報告第20号	令和6年度農地パトロールの結果について
第 4	議案第38号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 5	議案第39号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
第 6	議案第40号	令和6年度農地パトロールの結果に基づく非農地判断について
7. 出席した事務局職員

局長 成 田 幸 治    副主幹 簾 内 拓 也    主査 疋 田 憲 匡

8. 議事録署名委員

32番 若 松 一 幸    33番 佐 藤 整

9. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただいまより令和6年 北秋田市農業委員会 第9回総会を開会いたします。</p> <p>始めに欠席の届出がありましたのでご報告いたします。1番 櫻井 豊委員、2番 佐藤 稔委員、3番 宮腰文義委員、4番 鈴木 豊委員、11番 松岡英敏委員、13番 土田紀子委員、14番 藤島喜美男委員、18番 武石修一委員、24番 松橋利彦委員、30番 土濃 塚謙一郎委員、34番 金 俊英委員、36番 佐藤篤史委員の12名となっております。</p> <p>委員総数36名中、24名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。それでは、会長よりごあいさつと議事の進行をよろしく願いいたします。</p>
会 長	会長あいさつ（ 省略 ）
議 長	<p>それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p> <p>はじめに議事録署名委員であります。恒例により当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
議 長	<p>異議なしと認め当職より指名いたします。</p> <p>32番 若松一幸 委員、33番 佐藤 整委員にお願いします。</p> <p>それでは案件に入ります。報告第18号「会務報告」を事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局の成田です。以後着座にてご説明いたします。</p> <p>それでは、議案書2ページをお開きください。</p>

報告第18号 令和6年8月分会務報告です。読み上げてご報告いたします。

はじめに、8月1日、大館市にて開催された市町村農業委員地区別研修に委員16名及び簾内副主幹が参加しました。

5日、秋田市にて開催された都市農業委員会会長会事務局長会議に簾内副主幹が事務局長代理で出席しました。

7日、第8回総会に係る調査を市役所第2庁舎にて実施しました。

8日、能代市において県北地区農業委員会会長会臨時総会が開催され会長及び事務局長が出席しました。

16日、第8回定例総会を市役所本庁にて開催しました。

19日から23日にかけて4地区において農地パトロールを実施しております。こちらの結果については後ほど詳細を報告いたします。

23日、秋田地方総合庁舎において都市農業委員会会長会からの県知事への要望書提出が行われ会長及び事務局長が出席しました。また同日開催された常設審議委員会に事務局長が出席しました。

28日、米内沢地区の第1回目の地域計画協議が開催され委員及び簾内副主幹が出席しております。

30日、水稻の作柄状況調査として委員23名及び事務局2名が市内3か所のは場に出向き、終了後市役所にて総括を行いました。報告は以上です。

議長 ただいま事務局より報告がなされましたが、これらは会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。

続いて各種研修の参加報告をいただきたいと思います。はじめに8月1日に開催された「市町村農業委員地区別研修」について、参加された委員を代表して8番の堀部 聡委員より報告をお願いします。

8番 8番堀部です。8月1日大館市のほくしか鹿鳴ホールで行われました令和6年度市町村農業委員地区別研修の県北地区研修会について報告します。この研修会には当農業委員会から委員16名と簾内副主幹が出席しました。研修では、農業・農政を巡る情勢と農業委員会組織の活動について、全国農業会議所の農地利用最適化担当部長から資料を基に「食料・農業・農村基本法の見直し」や「地域計画の策定」について説明がありました。また「地域計画の策定に向けた農業委員会の活動」では、藤里町農業委員会から、個別のアンケートは実施しないで農業委員、推進委員、事務

局、コーディネーターに集約された情報を活用して目標地図作成の取り組みをした事例が紹介されました。その後、地域計画の策定状況と今後の進め方について県農林政策課担い手支援チームの担当者から、これまでの取り組みや策定の進捗状況、県内の計画策定事例の紹介などがありました。

この研修会は毎年行われているのですが、大変勉強になる研修会だと思っています。研修を終えたあとに出した私個人のアンケートには、地域計画策定に向けた取り組みは全国どこの市町村も行っている事業でマニュアル的なものがあるとは言うもののなかなか進まない中であって、藤里町の事例紹介は「小さな町で町の農地の状況は関係者のみんなが良く知っていることから農家への個別アンケートは実施せずにこの事業に組み込みました」という地域に合った形で実施したことは大変良いことだったと思う、という感想を書いて出してきました。以上です。

議長

堀部委員どうもありがとうございました。

次に9月3日山形市にて開催された「北海道・東北ブロック女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会」について、参加された委員を代表して20番の金田悦子委員より報告をお願いします。

20番

20番の金田です。北海道・東北ブロック女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について報告させていただきます。9月3日、会場は山形市の山形テルサというところで、伊東誠子委員、佐藤利子委員、多賀谷テル子委員、中林めぐみ委員と私の5名と事務局から簾内副主幹と菊地副主幹の計7名で参加してまいりました。

今回のテーマは「地域農業のためにできること～地域で活躍する人から委員活動のヒントを探る～」というもので、はじめに「幸せな未来を農でデザインしよう」という題で、もともと客室乗務員をされていた方ですが、米沢市の里山の魅力に惹かれて家族で移住したという里山ソムリエの黒田三佳さんという方の講演から始まりました。

そのあと3名の方から事例発表がありましたが、みなさん農業委員、推進委員で、かつ移住されてきたという立場からのお話でした。鶴岡市の農業委員の松本典子さんはピクルスをきっかけに農家のすごさを感じたとのことで、体験に価値観があることをもっと自覚すべきではないかというお話がありました。尾花沢市の推進委員の井向隆文さんは東京でIT分野の仕事をしていた方ですが、それぞれの得意分野を活かし協力体

制を取って経営効率と規模拡大を図ること、そしてみんなが元気で幸せになるためのデザインを描くことが大事ではないかということ、最後に河北町の生稲洋平さんは東京でイタリアンの料理人をしていましたが、自分が食材についての知識がなかったことをきっかけに妻の実家のある山形に移住された方で、果物を中心とした農業をされていますが、それだけでは食べていくことが大変であるためジュース加工やイベントでの飲食出店を通じながら農業の新しい価値を模索中であるとのことでした。

今回の研修会は移住者の方々が外から見た農業の大切さや価値観、大変だけど計画を立てながらいろいろなデザインを描き楽しみながら農業をやっているという、そういう姿勢を見せていただいた大変貴重な研修会だったと思います。ありがとうございました。また、今回の配付資料の中に「地域計画策定は順調に進んでいますか？」というものがあり、山形県農業会議のホームページからダウンロードできるとのことなので、興味がある方は参考にしてみてください。以上です。

議長

金田委員どうもありがとうございました。

次に報告第19号「専決処分の報告」について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書3ページをお開きください。

報告第19号「令和6年8月分 専決処分の報告」です。

表の8月の列をご覧ください。

(2)農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見が1件、(3)非農地通知が2件、(5)相続等による農地の権利取得の届出の受理が20件、(6)農地所有適格法人の報告書の受理が3件、(8)賃借・使用権の合意解約等の届出の受理が4件、合計30件の処理を実施しました。

4ページからその内訳となります。

はじめに、(2)農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見についてです。

(受付番号1番を朗読)

以上の1件について適当であるとの意見を回答しております。

つぎに(3)非農地通知です。

(受付番号1番を朗読)

以下受付番号2番まで、合計10筆、面積14,722㎡です。

つぎに（５）相続等による農地の権利取得の届出の受理です。

（受付番号１番を朗読）

以下、１２ページの受付番号２０番まで、合計１６９筆、面積２２５、７５７㎡です。

つぎに、（６）農地所有適格法人の報告書の受理、３件ですが、法人の名称、受理日等は１２ページ最下段に記載のとおりです。

つぎに、（８）賃借・使用権の合意解約等の届出の受理です。

（受付番号１番を朗読）

以下、受付番号４番まで、合計１３筆、面積３９、３５８㎡です。

報告は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

報告第１９号について事務局から説明がありましたが、（３）非農地通知の案件に関しまして、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。２７番 佐藤政信委員からお願いいたします。

２７番

２７番の佐藤です。番号１番と２番を報告させていただきます。調査日は９月７日、調査員は２８番の小笠原委員、２９番の澤藤委員、３０番の土濃塚委員、３１番の野呂委員、と私、事務局から疋田主査 の計６名で、会議室で衛星写真を使用した調査を行いました。

番号１番の、米内沢字滝ノ沢上段の農地は、米内沢にある火葬場の清幸苑の駐車場に隣接してありました。申請地は森林の様相を呈しており、農地として継続して耕作することは困難と判断しました。

番号２番の、綴子字大堤沢の農地は、綴子にある鷹巣技術専門校の北側約７５０ｍのところにある、林道を進んだ先にある農地でした。事前に事務局が確認しに行ったところ、申請地に行くための細い農道が、大堤沢と交差しているところで掘れており、農地に到達することが困難な状況でした。申請地は森林の様相を呈しており、農地として継続して耕作することは困難と判断しました。以上で報告を終わります。

議 長

佐藤委員、どうもありがとうございました。

報告第１９号について、事務局及び現地調査をして頂いた委員からご説明いただきました。何かご質問、ご意見等ございませんか。

（なしの声）

議 長 質問等がないようですので、次に進みます。  
次に、報告第20号「令和6年度農地パトロールの結果について」、事務局の説明を求めます。

事務局 事務局の疋田です。報告第20号「令和6年度農地パトロールの結果について」を資料に基づきご説明いたします。

1番の調査結果ですが、遊休農地の緑区分が61筆、61,563㎡、遊休農地の黄区分が55筆、49,748㎡で、こちらについては農地法第32条に基づく対応ということで利用意向調査等を行うこととなっております。また再生利用が困難な農地については、1,179筆、1,482,131㎡で、こちらについては非農地通知の発送等を行うこととなっております。その下の項目の違反転用農地、相続税等納付適用農地、農年特定処分対象農地については対象となる遊休農地等はありませんでした。それぞれの地区別の内訳については2番に記載のとおりとなっておりますのでご確認いただければと思います。令和6年度農地パトロールの結果についての説明は以上となります。

議 長 報告第20号について事務局より説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ございませんか。

( なしの声 )

議 長 質問等がないようですので、次に進みます。  
次に、議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書15ページをお開きください。  
議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」  
農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和6年9月17日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志  
(受付番号1番を朗読)

案件は以上1件で合計5筆、面積18,624㎡です。

なお、本案件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。農地法

第3条第2項各号につきましては16ページをご参照ください。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。28番 小笠原千春委員からお願いいたします。

28番 28番の小笠原です。申請番号の1番を報告させていただきます。調査日と調査員は、先程の報告と同様です。

まず、申請番号1番は資料の18ページから21ページになります。上杉字長根下の申請地は桃栄集落のすぐ近くで、上杉集落との道路に面してある、まとまったほ場の中にある農地でした。次に、上杉字上森沢の申請地は、北欧の杜公園の西側で桃栄集落のすぐ近くにある一団の畑の中にある農地でした。衛星写真を使い確認したところ、いずれの申請地も適切に管理、または耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。以上で報告を終わります。

議 長 小笠原委員、どうもありがとうございました。

議案第38号について、事務局及び現地調査をして頂いた委員からご説明いただきました。

それでは、質疑に入ります。議案第38号について何かご質問、ご意見等ございませんか。

( なしの声 )

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第38号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第39号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書22ページをお開きください。

議案第39号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」

農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和6年9月17日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志  
本案件は利用権設定案件です。

(受付番号1番を朗読)

案件は以上1件で合計2筆、面積1,983㎡です。

以上の本案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

議案第39号について事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第39号について原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第40号「令和6年度農地パトロールの結果に基づく非農地判断について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書23ページをお開きください。

議案第40号「令和6年度農地パトロールの結果に基づく非農地判断について」

令和6年度農地パトロール(利用状況調査)で判定した次の土地について、農地法第2条第1項の「農地」以外の土地であるか判断を求める。

令和6年9月17日提出、北秋田市農業委員会会長 長岐一志

提案理由です。令和6年8月19日から8月23日に実施した農地パトロール(農地利用状況調査)において、各地区で調査を行った農地のう

ち別紙資料1の53ページからの「令和6年度農地パトロールの結果(非農地判断)」のとおり、荒廃が進行し農地としての再生が困難であるもの並びに農地としての継続した利用が困難であるとされたものについて、非農地判断を行い農地台帳から削除することの適否について当委員会の判断を求めるものです。

(番号1番を朗読)

以下本資料の131ページの1179番までの1,179筆、合計面積1,482,131㎡についての非農地判断を提案するものです。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 議案第40号について事務局の説明が終わりました。それでは本件について質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

8番 8番堀部です。直接案件とは関係ないんですが、この中身を見るにあたって聞きたいと思いますが、農地台帳ですが時々議案の案件の中に登記地目原野で現況は畑とか田というのが時々見受けられますが、提案されたものについては農地台帳の中では当然農地となっているということですよ。

事務局 事務局の疋田です。登記地目上は農地以外の地目になっていたとしても、農地台帳は現況主義の台帳とされておりますので、現況が農地台帳で農地とされている田、畑、採草放牧地のいずれかで農地法の効力がかかっているとされているもののみ提案させていただいております。

5番 5番佐藤です。53ページの1番の農地は所有者が北秋田市となっておりますが、私が知っている範囲内では地方自治体等の場合は農業委員会に届けなくても、例えば道路や建物を作る場合は報告が上がらないと思いますが、その辺についてお聞きしたいと思います。また、幹線道路沿いのパチンコ店の隣地で何か工事をやっているようですが、あれも国のものであるため農業委員会にかからないのか、あわせてうかがいます。このように国や地方公共団体が建物などを建てたりする場合、農業委員会には報告が来るものでしょうか。もし来ていたとしたら、私たち農業委員にもご報告願ひしたいと思います。

事務局 1点目の阿仁打当の農地の経緯ですが、北秋田市所有のもので、以前

は打当の牧場として合併前の旧阿仁町のときに使われていたものであり、ただいまご指摘あったとおり自治体のもの、公共事業であれば転用の届けや許可等は不要ではあるのですが、何にも使われず荒廃が進み山林化したため、非農地判断を必要とする状況にまで至ったということから非農地判断をして農地台帳から削除するということであります。もしこれが転用ということで別の目的があって使用するということであれば届出は不要なのですが、牧場を管理する条例が廃止されたのが合併以前のことであったことや完全に山林化して採草放牧地に適さない状況となったことから、一団での非農地判断の中のひとつとして行ったということであり、そういった非農地判断であれば転用とは異なりこのように総会の議案として上がることとなります。

2点目のパチンコ店の隣地の転用の件ですが、こちらは国交省の災害ステーションということで災害の際に必要な資材、重機等の置き場として公共的な転用となっております。こちらの方は令和4年の12月から令和5年の1月にかけて公共転用にかかる収用ということで、18条に基づく解約等で総会に上がった際に資料としてではなく説明として事務局から委員のみなさまにお伝えしたところでありました。こちらについてはこの春から工事が始まっていることについて事務局でも把握しており、手続き上問題なく進められ市の方にもきちんと連絡が来ているということをご報告いたします。

議長 他にご質問、ご意見等ございませんか。

28番 28番小笠原です。同じく53ページの1番の農地についてで、所有者が北秋田市ですが、仮に個人である場合税金関係はどういうふうになるのか。もう1点は、先ほど農地台帳は現況主義ということで、現状は山林であっても農地と見なすというようなことであろうと思いますが、仮に農地として見なすとしても相手が農業をやっていない、農地ではないと主張した場合どうなるものか。というのは、ゴミの不法投棄についても、ゴミを不法投棄をするなど注意しても、これはゴミではない財産だ、というふうに相手がおねるということも聞きますので。知識としてうかがいたい。

事務局 1点目の課税の方の状況についてですが、固定資産税の課税台帳上で設定している現況地目というものがあり、農地台帳の現況地目とは異なる

るのですけれども、そちらの地目によって課税されることとなります。今回非農地判断したものについては、市役所内の横の連携で税務課の固定資産税担当にも全て同じ資料を提供のうえ農業委員会で処理した内容を共有しております。その中で固定資産税担当の方では現況地目が課税台帳と合っているかそうでないかを判断し、1月1日の課税基準日に間に合うように規則に基づいて適正に処理されることとなります。今までの実例であれば、こちらで山林の様相を呈しているということで非農地判断したものについては、固定資産税担当においてもその場所を再度確認し、状況が原野や山林であるものについては現況課税を田や畑ではなく原野や山林に変更する措置をとっているほか、登記地目についても完全に原野化、山林化した農地については、市から法務局に職権登記を依頼して登記地目を変更するというのを、農業委員会では令和4年度から取り組んでいるところであります。ゴミの不法投棄の件についてはこちらではわかりかねますので回答を差し控えさせていただきます。

議 長                    その他ご質問、ご意見等ございませんか。

（ なしの声 ）

議 長                    質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。  
議案第40号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声 ）

議 長                    異議なしと認め決定いたします。  
以上で、本日の提出議案の審議は、全て終了いたしました。  
これをもちまして、令和6年第9回定例総会を閉会します。